

取締役の責任追及訴訟を提起した監査役による費用償還請求の可否

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 24 年 7 月 25 日
【事 件 番 号】 平成 24 年（ネ）第 1934 号
【事 件 名】 費用償還請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 会社法 330 条・388 条
【掲 載 誌】 判時 2268 号 124 頁

LEX/DB 文献番号 25506108

事実の概要

Y 株式会社（被告、控訴人）は、ゴム製品の製造販売等を目的とする株式会社である。平成 19 年 4 月 13 日、Y 社は、取締役会において、光ファイバー関連事業への投資を資金使途として、2,500 個（2,500 万株分）の新株予約権（以下、本件新株予約権）を発行し、これを訴外 A 株式会社に割り当てることを決議した。同年 6 月 22 日、A 社は、本件新株予約権 350 個を行使して、Y 社の株式 350 万株を取得し、この時点で Y 社の発行済株式総数の約 13% を占める筆頭株主となった。同月頃、Y 社は、光ファイバー事業の業務提携先である訴外 B 株式会社の事実上の代表者である訴外 C から、同月に開催される Y 社の定時株主総会において当時 A 社の監査役であった X（原告、被控訴人）を Y 社の監査役に選任する議案を上程するように推薦を受けた。同月 22 日に開催された Y 社の定時株主総会において、X は、同社の監査役に選任された。

平成 19 年 9 月 11 日、訴外 D が A 社の代表取締役役に就任した。また、D は C から A 社の株式を買い取って筆頭株主となり、A 社の経営を支配していた。

かかる状況の下で、D と Y 社との間では、本件新株予約権のうち未行使分についての権利行使価格の引下げや Y 社による本件新株予約権の取得・消却等をめぐり、意見が対立するようになった。かくして、Y 社は A 社または D を安定株主とすることは相当でないと判断した。そのような中、Y 社は、光ファイバー事業および同社の子会社が

行っていた輸入車販売事業に対して行った投資につき多額の損失が発生していた。

そこで、Y 社の株主である訴外 E は、X に対し、平成 20 年 5 月 29 日、光ファイバー関連事業への投資に関し、Y 社の取締役および元取締役計 4 名に対する取締役の責任追及訴訟（以下、第 1 訴訟）を提起するように請求し、同年 6 月 9 日には、X に対し、Y 社の子会社による輸入自動車の購入に関し、Y 社の取締役および元取締役ら計 7 名に対する取締役の責任追及訴訟（以下、第 2 訴訟）を提起するように請求した（以下、第 1 訴訟と第 2 訴訟を併せて本件責任追及訴訟という）。

X は、上記提訴請求を受け、訴外 F 監査役、訴外 G 監査役とともに監査役会を開催し、関係取締役らから事情を聴取した。F、G は本件責任追及訴訟の提起には消極的な態度であったが、X は、Y 社の監査役として Y 社を代表し、千葉地方裁判所松戸支部に対し、同月 18 日に第 1 訴訟を、同月 24 日には第 2 訴訟を提起した。X は、これらの日付で合計 635 万円の収入印紙を購入した。

平成 20 年 6 月 29 日、X は Y 社の監査役を退任し、その後は、後任の F が訴訟を進行させた。なお、平成 23 年 5 月、千葉地裁松戸支部は、第 1 訴訟については X の請求を棄却し、第 2 訴訟については、Y 社の取締役らに任務懈怠があったとして、X の請求を認容する判決を言い渡した。

以上のような事実関係の下で、X は、第 1 訴訟および第 2 訴訟を提起するために申立手数料合計 635 万円を支出したとして、Y 社に対し、会社法 388 条 2 号に基づく費用償還請求権、または不当利得返還請求権に基づき、同手数料相当額の金員

の支払を求めた。

これに対し、Y社は、本件責任追及訴訟は、Xが監査役としての権限を濫用して、Y社の経営権の篡奪というDの個人的な利益を図るために提起したものであり、Xの635万円の支出は、「監査役職務の執行に必要でない」費用の支出であると主張した。

原審判決(横浜地判平24・2・13判時2268号127頁)は、Xが、第1訴訟および第2訴訟の申立手数料を支出したことを認めた上で、かかる支出が「監査役職務の執行に必要でない」費用か否かについて、監査役は、会社と委任関係にあり、会社から負託を受けて権限を付与されているから、会社の利益のために権限を行使しなければならないところ、監査役がこの趣旨に反し、第三者の個人的な利益のためにその権限を行使することは会社から負託された権限の逸脱・濫用であり、そのために費用を支出した場合には、その費用は「監査役職務の執行に必要でない」費用に該当するといふべきであるとしつつ、会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情がある場合に限り、これを濫用として排斥すれば足りるとした。その上で、原審判決は、本件の事実関係の下ではかかる特段の事情は認められず、Xによる申立手数料の支出は、「監査役職務の執行に必要でない」費用とはいえないとして、Xの請求を認容した。

そこで、Y社は控訴した。

判決の要旨

「監査役は、会社と委任関係にあり(会社法330条)、会社からその権限を負託されているのであるから、会社の利益のためにこれを行使しなければならないことは当然である。

Y社は、Xによる訴えの提起が監査役として不当な目的によるものであれば費用請求が認められないと主張するが、会社法388条は、株主代表訴訟(同法847条1項ただし書)と異なり、監査役による費用請求に目的要件を規定していないこと、監査役は株主総会で選任されるものであり、会社に対して善管注意義務を負い、会社の利益のため権限を行使しなければならない立場にあることを考慮すると、上記訴えの提起が不当な目的によるものであるかを判断するにしても、上記訴え

の提起が会社の利益に沿ったものであるかを第一に判断すべきである。そして、本件責任追及訴訟の提起は、……Y社の利益のために監査役の権限を行使したものと評価できるから、これをもって不当な目的によるもの、あるいは権限の濫用であるというY社の主張は採用できない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、監査役が取締役の責任追及訴訟を提起するために支出した申立手数料が、「監査役職務の執行に必要でない」費用とはいえないとして、Y社がXに対する同手数料相当額の金員を支払うことを認めたものである。監査役により支出された費用が、「監査役職務の執行に必要でない」費用であるか否かが争われた公表裁判例は見当たらない。本判決は、下級審裁判例ではあるものの、この点についての判断基準を示した先例として実務上重要な意義を有する。

二 監査費用の償還請求等

会社法388条は、監査役がその職務の執行について、監査役(会)設置会社(監査範囲が会計に関するものに限定する旨の定めがある株式会社を含む)に対して、①費用の前払の請求(同条1号)、②支出した費用および支出の日以後におけるその利息の償還の請求(同条2号)、または③負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求(同条3号)をしたときは(以下、①ないしは③を併せて費用償還請求等という)、当該監査役(会)設置会社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないと定める。本条は、昭和56年商法改正に際して導入された平成17年改正前商法279条ノ2を引き継いだものである¹⁾。

監査役と会社の関係は準委任契約(会社法330条)であるから、監査役は会社に対し、職務執行に必要な費用の支払等を請求することができる(民法649条、650条)。しかし、民法の原則を貫くと、監査役がその費用の必要性を証明しなければならない、費用の面から十分な監査をすることが妨げられるおそれがあるので、証明責任を転換すること

により、会社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、費用償還請求等を拒むことができないとすることで、監査の充実が図られている²⁾。会社法 388 条は、監査役の報酬規制と相まって、監査役の地位の強化ないしは適正な職務の遂行に資するものと考えられている³⁾。

本条の費用には、監査に必要な一切の費用が含まれる。その具体例としては、出張費用等の監査役自身が実地調査等に要する費用⁴⁾、弁護士、公認会計士または監査スタッフといった監査のための補助者の雇用に係る費用⁵⁾などが挙げられる。また、本件において監査役である X が取締役の責任追及訴訟の提起のために支出した申立手数料のように、監査役（会）設置会社と取締役との間の訴訟について会社を代表する場合の費用も本条の費用に含まれるものと解されている⁶⁾。

三 監査役の職務の執行に必要でない費用

監査役は、監査役（会）設置会社に対し費用償還請求等をするときには、当該費用が監査の費用であることを明らかにすれば足りる⁷⁾。本件では、X が監査の費用として本件責任追及訴訟の申立手数料を支出したことを主張しており、原審判決および本判決はかかる X の主張を認めている。もっとも、監査役の費用償還請求等は、その恣意によるべきものではなく、監査役は会社に対して善管注意義務を負うことから、受任者として合理的な判断によるべきであり、不必要な費用の支出を避けるべき義務を負うものと解されている⁸⁾。したがって、当該費用が監査の費用であることが証明されたとしても、費用償還請求等が無制限に認められるわけではなく、監査役（会）設置会社は、その費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合には、これを拒むことができるとされている⁹⁾。

それでは、「監査役の職務の執行に必要でない」費用とは何を意味するのであろうか。この点、抽象的な判断基準としては、客観的に監査役がその職務を行う上で必要であるか否かによらざるを得ないことになるとの指摘がある¹⁰⁾。ただ、当該監査費用が「監査役の職務の執行に必要でない」費用に該当するか否かの具体的な判断基準は、その監査費用の内容により異なるものと考えられ、個別具体的な検討を要するであろう。以下では、本件で争点とされたように、監査役が取締役の責

任追及訴訟を提起するために支出した申立手数料が「監査役の職務の執行に必要でない」費用に該当するか否かの判断基準について検討する。

まず、原審判決は、監査役は、会社と委任関係にあり、会社の利益のためにその権限を行使しなければならない、第三者の個人的な利益のためにその権限を行使することは会社から負託された権限の逸脱・濫用であり、そのために費用を支出した場合、その費用は、「監査役の職務の執行に必要でない」費用に該当すると判示した。

その上で、原審判決は、監査役が代表となり、会社が取締役に対してその責任を追及する訴訟は、それ自体、これを提起する監査役に直接的財産的利益をもたらす性質のものではないから、その訴訟の提起が権利の濫用に当たるか否かの判断は慎重になされなければならないのであって、会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情がある場合に限り、これを濫用として排斥すれば足りるとしている。

本件では、Y 社が、本件責任追及訴訟の提起は X の権限の濫用によるものであると主張しているところ、原審判決は、この主張に応じ、監査役による取締役の責任追及訴訟の提起が権利の濫用に当たる場合には、当該責任追及訴訟の提起のために支出した申立手数料は、「監査役の職務の執行に必要でない」費用となるという判断基準を示したものと解される。

確かに、監査役が権利を濫用して取締役の責任追及訴訟を提起した場合には、監査役は本来かかる訴訟を提起すべきではなかったと考えられ、当該訴訟提起に支出した申立手数料は、「監査役の職務の執行に必要でない」費用に該当する可能性が高まるであろう。

もっとも、監査役の提訴権の濫用の有無は、「監査役の職務の執行に必要でない」費用に該当するか否かを判断するための一要素にとどまるように思われる。提訴権の濫用が認められない場合には、他の事情を考慮して「監査役の職務の執行に必要でない」費用か否かを判断せざるを得ないからである。本判決は、このことを顧慮し、本件責任追及訴訟の提起が不当な目的によるものであるかを判断するにしても、かかる訴訟提起が会社の利益に沿ったものであるかを第一に判断すべきであると判示したようにも読める。しかし、ここにいう

会社の利益が何を意味するのかは明らかにされていない。むしろ、会社が必要な監査費用を支出しないため、適正な監査がなされないことを防止しようとする会社法 388 条の趣旨¹¹⁾と監査役が会社に対して善管注意義務を負うことに鑑みれば、監査役が善管注意義務を尽くして、受任者として合理的な判断をした上でその権限を行使した場合には、そのために支出した費用は、「監査役職務の執行に必要でない」費用とはいえないと解すべきではなかろうか。

四 あてはめの妥当性

原審判決は、上述した判断基準の下で本件責任追及訴訟の提起が権利の濫用に該当する特段の事情が存在するか否かにつき、①第 2 訴訟については、取締役の任務懈怠が認定され、X の請求が認容されたこと、②第 1 訴訟についても、取締役の任務懈怠があるかどうか十分審理されて判断されていること、また、③X は、監査役 3 名で監査役会を開催し、関係取締役らから事情聴取の上、訴え提起に至ったこと、さらに、④F も訴訟を継続する判断をして訴訟を進行させたことを踏まえ、本件責任追及訴訟の提起には会社ないしは取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情があるとは認められないとした。

他方、本判決は、本件責任追及訴訟の提起が会社の利益に沿ったものであるか否かを判断すべく、上記①ないしは④の事情を考慮し、本件責任追及訴訟の提起は、Y 社の利益のために監査役の権限を行使したものと評価できるから、これをもって不当な目的によるもの、あるいは権限の濫用であるという Y 社の主張は採用できないと結論づけた。

上記①ないしは④の事情の下では、本件責任追及訴訟の提起が X の権限の濫用によるものであるとはいえず、Y 社が、その他の事情に基づき、X が支出した申立手数料が、「監査役職務の執行に必要でない」費用であることを証明することができなかった以上、X の請求を認容した原審判決と本判決の結論は妥当であると考えられる。

なお、本判決は、上記②に関連して、本件責任追及訴訟の第一審判決は、第 1 訴訟については請求を棄却したが、当事者双方が主張立証を尽くした上で、Y 社の取締役である者およびあった者の

判断が著しく不合理であるということはできないと判断した結果であるから、第 1 訴訟の提起のための印紙代の支出についても、会社法 388 条の監査役職務に必要でないものとは認められないと判示した。このように、取締役の責任追及訴訟において当事者双方が主張立証を尽くしている限り、監査費用として申立手数料を請求することの可否が当該責任追及訴訟の結果に左右されないことを明らかにした点は留意が必要である。

●——注

- 1) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』(商事法務、2009 年) 442 頁 [砂田太士]。
- 2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』(有斐閣、2015 年) 530 頁、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法第 5 巻機関・2』(中央経済社、2011 年) 113 頁、前田庸『会社法入門〔第 12 版〕』(有斐閣、2009 年) 509 頁。
- 3) 酒巻俊雄『会社法改正の論理と課題』(中央経済社、1982 年) 148 頁。
- 4) 江頭・前掲注 2) 530 頁。
- 5) 大隅健一郎＝今井宏＝小林量『新会社法概説〔第 2 版〕』(有斐閣、2010 年) 272 頁。
- 6) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論中巻〔第 3 版〕』(有斐閣、1992 年) 510 頁、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(6)』(有斐閣、1987 年) 497 頁 [加美和照]。
- 7) 元木伸『改正商法逐条解説』(商事法務研究会、1983 年) 164 頁。
- 8) 加美・前掲注 6) 498 頁。
- 9) なお、経営法友会会社法研究会編『監査役ガイドブック〔全訂第 3 版〕』(商事法務、2015 年) 44 頁によれば、取締役が費用償還請求等を理由なく拒否したときは、監査役は、そのことを取締役の法令・定款違反行為として取締役会に報告することになる(会社法 382 条)ものと解されている。また、中村直人編著『監査役・監査委員ハンドブック』(商事法務、2015 年) 314 頁によれば、その旨を監査報告に記載する必要がある(会社法施行規則 129 条 1 項 4 号)とされる。
- 10) 柿崎榮治「監査費用の判定基準」商事 1045 号(1985 年) 8 頁。
- 11) 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、1982 年) 269 頁。

高崎経済大学准教授 尾形 祥